

『2013年版 司法試験 完全整理択一六法 商法』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年5月1日現在

頁	訂正箇所	訂正前			訂正後			更新日																												
276	6行目の下図 <株主総会, 取締役会, 監査役会の 比較>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>株主総会</th> <th>取締役会</th> <th>監査役会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決議要件</td> <td>原則：出席株主の過半数 (309 I) 例外：特別決議 (309 II) 特殊決議 (309 III、IV)</td> <td>出席取締役の過半数 (369 I)</td> <td>監査役の過半数 (393 I)</td> </tr> <tr> <td>決議の省略</td> <td>○ (319) 株主全員の同意</td> <td>○ (370) (*1) 株主全員の同意</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>報告の省略</td> <td>○ (320) 株主全員の同意</td> <td>○ (372) (*2) 株主全員の同意</td> <td>○ (395)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 もっとも、監査役が異議を述べたときは省略不可 *2 代表取締役等の3ヶ月に1回の取締役会への報告は省略不可 (363 II)</p>		株主総会	取締役会	監査役会	決議要件	原則：出席株主の過半数 (309 I) 例外：特別決議 (309 II) 特殊決議 (309 III、IV)	出席取締役の過半数 (369 I)	監査役の過半数 (393 I)	決議の省略	○ (319) 株主全員の同意	○ (370) (*1) 株主全員の同意	×	報告の省略	○ (320) 株主全員の同意	○ (372) (*2) 株主全員の同意	○ (395)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>株主総会</th> <th>取締役会</th> <th>監査役会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決議要件</td> <td>原則：出席株主の過半数 (309 I) 例外：特別決議 (309 II) 特殊決議 (309 III、IV)</td> <td>出席取締役の過半数 (369 I)</td> <td>監査役の過半数 (393 I)</td> </tr> <tr> <td>決議の省略</td> <td>○ (319) 株主全員の同意</td> <td>○ (370) (*1) 取締役全員の同意により 省略できる旨の定款</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>報告の省略</td> <td>○ (320) 株主全員への通知 株主全員の同意</td> <td>○ (372) (*2) 取締役全員への通知</td> <td>○ (395) 監査役全員への通知</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 もっとも、監査役が異議を述べたときは省略不可 *2 代表取締役等の3ヶ月に1回の取締役会への報告は省略不可 (372 II、363 II)</p>		株主総会	取締役会	監査役会	決議要件	原則：出席株主の過半数 (309 I) 例外：特別決議 (309 II) 特殊決議 (309 III、IV)	出席取締役の過半数 (369 I)	監査役の過半数 (393 I)	決議の省略	○ (319) 株主全員の同意	○ (370) (*1) 取締役全員の同意により 省略できる旨の定款	×	報告の省略	○ (320) 株主全員への通知 株主全員の同意	○ (372) (*2) 取締役全員への通知	○ (395) 監査役全員への通知	2013. 3. 16
	株主総会	取締役会	監査役会																																	
決議要件	原則：出席株主の過半数 (309 I) 例外：特別決議 (309 II) 特殊決議 (309 III、IV)	出席取締役の過半数 (369 I)	監査役の過半数 (393 I)																																	
決議の省略	○ (319) 株主全員の同意	○ (370) (*1) 株主全員の同意	×																																	
報告の省略	○ (320) 株主全員の同意	○ (372) (*2) 株主全員の同意	○ (395)																																	
	株主総会	取締役会	監査役会																																	
決議要件	原則：出席株主の過半数 (309 I) 例外：特別決議 (309 II) 特殊決議 (309 III、IV)	出席取締役の過半数 (369 I)	監査役の過半数 (393 I)																																	
決議の省略	○ (319) 株主全員の同意	○ (370) (*1) 取締役全員の同意により 省略できる旨の定款	×																																	
報告の省略	○ (320) 株主全員への通知 株主全員の同意	○ (372) (*2) 取締役全員への通知	○ (395) 監査役全員への通知																																	

『2013年版 司法試験 完全整理択一六法 商法』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年5月1日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
235	17行目	【4項読替え】	【6項読替え】	2013.03.14
235	21行目	【5項読替え】	【7項読替え】	2013.03.14
86	下から 3行目	……は、株会社は、……	……は、株 式 会社は、……	2013.01.30
150	下から 15行目	……期日を定めた場合当該期 日	……期日を定めた場合 当該 期日	2013.01.30
688	8行目	Ⅱ 裏書人は新なる裏書を禁 ずることを得此の場合に於て は……	Ⅱ 裏書人は新なる裏書を禁 ずることを得。此の場合に於 ては……	2013.01.24
361	4行目	協債権の額	協 定 債権の額	2013.01.22
364	16行目	定めるところに	定めるところ ろ に	2013.01.22
282	下から 7行目	公開会社で委 最長1年(402) 員会設置会社 * でない場合 →最長2年 (332 I) * 公開会社でな い場合 →最長10 年(同Ⅱ) * 委員会設置会 社 →最長1年 (同Ⅲ) *	公開会社で委 最長1年(402) 員会設置会社 Ⅶ) * 2 でない場合 →最長2年 (332 I) * 1 公開会社でな い場合 →最長10 年(同Ⅱ) * 1 委員会設置会 社 →最長1年 (同Ⅲ) * 1	2013.01.20

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
283	13 行目	* 当該任期内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで	* 1 当該任期内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで * 2 当該任期内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時まで	2013. 01. 20
52	下から 2 行目	……株式会の設立の廃止……	……株式会 社 の設立の廃止… …	2013. 01. 07
349	12 行目	II 清算人設置会においては……	II 清算人設置会 社 においては……	2013. 01. 05
119	4 行目	……株主の相続人その他の一般継人から……	……株主の相続人その他の一般 承 継人から……	2013. 01. 05
134	4 行目	単元株数を定める場合には… …	単元株 式 数を定める場合には……	2013. 01. 05
137	6 行目	……裁判所の許を得て……	……裁判所の許 可 を得て……	2013. 01. 05
171	18 行目	……株主に新株予約権の割当てを受け権利を与えた……	……株主に新株予約権の割当てを受け る 権利を与えた……	2013. 01. 05
297	下から 8 行目	……その割合) 以上の決権を有する……	……その割合) 以上の 議 決権を有する……	2013. 01. 05
339	14 行目	……清算株式会の監査役については……	……清算株式会 社 の監査役については……	2013. 01. 05
339	7 行目	IV 第 3 3 6 条第 1 項から第 3 項までの…	IV 第 3 4 6 条第 1 項から第 3 項までの…	2012. 12. 12
104	6 行目	IV 前項の譲渡等承認請求者が同項期内に…	IV 前項の譲渡等承認請求者が同項の 期 間内に…	2012. 12. 08
108	下から 14 行目	…絡先にあてて発すれば足りる。	…絡先) にあてて発すれば足りる。	2012. 12. 08
85	18 行目	第 1 1 7 条 (議決権制限株式の発行数)	第 1 1 7 条 (株式の価格の決定等)	2012. 12. 04

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
301	7行目	五 損害賠償請権の行使	五 損害賠償請求権の行使	2012. 10. 25
133	7行目	…存在を前提とする権利(株主提案権(303)等)、責任追及等の訴え(847)は認められない。	…存在を前提とする権利(株主提案権(303)等)は認められない。	2012. 08. 20